

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第116号

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同条第2号中「同法第5条第16項」を「障害者自立支援法第5条第15項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)